

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目次=

1. 重大事故等情報= 4件（8月7日～8月13日分）
 - (1) 乗合バスの火災事故
 - (2) 法人タクシーの死傷事故
 - (3) 個人タクシーの衝突事故
 - (4) トラックの衝突事故
2. 自動車事故防止セミナー2015の開催について（中部運輸局プレスリリース）
3. 事業用自動車事故調査委員会による報告書（貸切バスの追突事故）を公表しました！
4. バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について
5. 「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
6. 第10回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
7. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
8. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
9. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
10. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
11. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
12. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
13. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
14. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
15. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
16. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
17. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
18. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
19. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！



・ 自動音声受付

03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

